



〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5F TEL.03-3595-8088 FAX.03-3595-8090
認定特定非営利活動法人：課法 11-359 認定：平成 23 年 11 月 11 日
E-Mail hogokikin@jtef.jp URL <http://www.jtef.jp>

プレスリリース

種の保存法改正は、山積みの課題を先送り

総括的コメント：「国内希少種の保存については課題のすべてが、国際希少種の国内流通管理についても山積みの問題点のほとんどが先送りとなった。附則に定められた 3 年後見直しの時点では抜本的な改正を検討することが改めて求められる。また、見直しまでの 3 年間に於いても 2020 年までに 300 種を新規指定という国会答弁を遵守し、国内希少種の指定と計画的な保全策を進めることが必要である。」

○2013 年 6 月 4 日「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「種の保存法改正法」といいます）が衆議院で可決成立しました（参院では 5 月 23 日可決成立）。

○種の保存法とは、絶滅のおそれのある種の保存を図ることにより、人の自然環境を保全し現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする法律です（1992 年公布、1993 年施行）。種の保存法には 2 つの柱があります。

- ・国内希少種の保存

日本国内に生息する絶滅のおそれのある種（国内希少種）の捕獲・譲渡しを規制し、生息地を保護し、保護増殖をはかること。

- ・国際希少種の国内流通管理

国際的に協力して保存をはかることとされている絶滅のおそれのある種（国際希少種）＝主としてワシントン条約によって国際商業取引が原則的に禁止されている種が、条約上の例外措置として合法的に日本に存在する場合、その国内流通を管理すること

○今回の種の保存法改正法は、捕獲規制（国内希少種について）、譲渡規制に対する罰則を強化した点、販売目的の広告規制を導入した点では評価できますが、国内希少種の指定が進まない根本問題（種指定手続における透明性・科学的知見反映・市民参加が保障されていないこと）、国内流通管理の問題点（後述）のほとんどにメスが入れていません。

- 国内希少種の保存について

この点についての法改正はなく、改正法成立 3 年経過後の見直しで検討されることになりました（種の保存法改正法附則第 7 条）。

なお、政府は衆参国会質疑で 2020 年までに 300 種を国内希少種へ新規指定すると答弁しています。しかし、本法施行以来の 20 年間で指定実績が 90 種に過ぎないにもかかわらず、2020 年までは年 40 種以上のペースで指定するというのですから、現状の仕組みと体制では達成困難かもしれません。また、種の指定だけ乱暴に進めて、指定した種の生息地保護、保護増殖が手薄になってしまうことも懸念されます。



〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5F TEL.03-3595-8088 FAX.03-3595-8090
認定特定非営利活動法人：課法 11-359 認定：平成 23 年 11 月 11 日
E-Mail hogokikin@jtcf.jp URL <http://www.jtcf.jp>

この点、改正法案第 7 条では、3 年後の検討事項として、「国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組みが科学的知見を活用しつつ、いっそう積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度」をあげています。

この文言を、衆参で採決された附帯決議の内容も含めて解釈すると、「新たに常設の科学委員会を法定し、種の選定を行わせること。また、指定種のごとに保全の目標、生息地等の保護、保護増殖事業の在り方を含めた保全措置、保全の効果検証を含む回復計画を法定し、科学委員会に策定を行わせること」を意味すると考えられます。

○国際希少種の流通管理について

附則第 7 条はまた、3 年後見直しの検討事項として「国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方」を例示しています。

環境省の「平成 23 年度希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書」（37～40 頁）によれば、今後次の点の検討が求められています。

- ・「規制対象の拡大」として、交雑個体などの類似種の規制
- ・「規制対象の拡大」として、輸入割合が多い等の事情があるワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢの掲載種の規制
- ・「規制の内容」として、所持規制
- ・象牙を含む特定国際種事業及び特定国内種事業に対する「業規制の強化」
- ・ペット業者が種の保存法に違反した場合、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物取扱業の登録を取り消す等、動愛法の活用によって希少種ペットを扱う「業の規制」
- ・「登録関係業務の実施方法」として、登録機関による登録要件確認の際、登録機関が十分な情報を求める権限の担保
- ・「届出、返納及び登録の取消し等について」として、虚偽の申請等で交付された登録の取消

これらの中には附帯決議で触れられたものもありますが、いずれにしても 3 年後見直しの検討課題とされるべきです。

○トラ・ゾウ保護基金は、他の自然保護団体とも協力し、3 年後の種の保存法抜本改正の実現に向けて取り組んでいきます。また、3 年後見直しを待たず国内希少種の新規指定に向け、環境省に協力して積極的な情報提供、提案をしていく予定です。

以上

認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金
事務局長 坂元雅行（弁護士）
電話 03-3595-8089
携帯 090-4435-8697